

札幌自動車道
小樽 I C ～ 銭函 I C 間橋梁補修工事

特記仕様書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 北海道支社
札幌管理事務所

目 次

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員及び主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	2
6. 関連施設その他との関係	3
7. 作業日及び作業期間に関する事項	3
8. 工期に関する事項	5
9. カーボンニュートラル推進工事	6
10. 関連工事に関する事項	7
11. 工程表及び履行報告に関する事項	8
12. 貸与品に関する事項	9
13. 残存物件の処理に関する事項	9
14. 保安に関する事項	9
15. 環境保全に関する事項	14
16. 建設副産物に関する事項	14
17. 補完検査に関する事項	16
18. 部分使用に関する事項	17
19. 現場環境改善に関する事項	18
20. 工事用プレートに関する事項	18
21. 工事変更等検討会の設置	19
22. 工事細部に関する事項	19
23. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	34
24. 熱中症予防に係る対策費用について	34
25. クマ対策に係る費用	35
26. 快適トイレ	36
27. 補足事項	38

様式－1		不動産貸付申請書
様式－2		工程表
様式－3		工事工程報告
様式－4		残存物件調書
様式－5		再生資材供給可能量の照会について
様式－6		再生資材使用計画書
様式－7		間接工事費計画書の提出について
様式－8		間接工事費の増加費用に関する協議書
様式－8（別添）		変更間接工事費計画書
様式－9		間接工事費の増加費用見積書
様式－10		間接工事費の増加費用同意書
様式－11		材料調達変更計画書の提出について
様式－11（別添）		材料調達変更計画書

様式－１２	・・・・・・・・	材料調達実績報告書の提出について
様式－１３	・・・・・・・・	カーボンニュートラル施工計画書（工事实績評価型）
様式－１４	・・・・・・・・	カーボンニュートラル施工計画書
様式－１５	・・・・・・・・	熱中症対策実施報告書の提出について
別添－１	・・・・・・・・	施工確認願（車両後退時の通信方法）
別添－２	・・・・・・・・	実績価格調査票の提出について

1. 工事概要

1-1 工事名

札幌自動車道 小樽IC～銭函IC間橋梁補修工事

1-2 道路名 札幌自動車道

1-3 工事箇所

自) 北海道小樽市勝納町 (W38.4KP)

緯度43° 10' 55" 経度141° 1' 10"

至) 北海道小樽市星野町 (W23.6KP)

緯度43° 7' 59" 経度141° 10' 28"

1-4 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-53「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、特記仕様書の1-3工事箇所の記載内容を入力することとする。

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、令和8年7月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版を適用するものとする。

3. 監督員及び主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第12条第1項の規定に基づく説明先及び同法第18条第1項の規定に基づく報告先

(17) 特記仕様書27-5規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費の増加費用の協議、決定、通知

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

・ 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	安全教育の提出先
19-3-3	交通規制計画	交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

- (1) 主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格を有する者であること。
- (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1（1）に示す資格を有している者でなければならない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

（工事経験）

a）（工事経験） 橋梁の維持修繕工事

※ただし、工事内容が橋梁の塗替塗装のみの場合は、実績として認めない。

4-3 監理技術者の専任義務の緩和について

4-3-1 共通仕様書1-7-3（4）5）に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下のとおり。

（対象範囲）

小樽ICから銭函ICを通過する市町村（小樽市）

4-3-2 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事实績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

4-3-3 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書1-7-3（4）8）で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

- (1) 共通仕様書1-9-2「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は、下表のとおりとする。なお、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

所在地	小樽市新光４丁目（朝里高架橋下駐車場 下り線P２～ランプP２間）
敷地面積	約90㎡
使用用途	作業ヤードとして使用するもの
期間	工事期間中

6. 関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

（１）規制関係

道路名及び位置	管理者名	摘要
札幌自動車道	北海道警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制

（２）道路・鉄道関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
張碓大橋 上り線 P５	市道軍用線	小樽市	交差
銭函川橋 下り線 A１	認定外道路	小樽市	交差
朝里高架橋 上下線 A２	市道朝里東３０号線	小樽市	交差

（３）河川・水路関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
朝里川橋	二級河川 朝里川	北海道	交差
礼文塚橋	普通河川 礼文塚川	小樽市	交差
銭函川橋	普通河川 銭函川	小樽市	交差

（４）電力・通信施設関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
札幌自動車道 小樽IC～銭函IC	光通信ケーブル メタル通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路㈱	橋梁添架

上記（１）項の高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。

（５）その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

7. 作業日及び作業期間に関する事項

7-1 冬季休止期間

共通仕様書１－１３「作業日」の規定による他、工期内の１２月１日から翌年３月３１日までの期間冬季休止期間として、現場の作業を行ってはならない。やむを得ず現場の作業を行う必要がある場

合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。監督員は提出された冬季休止期間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。

なお、受注者の事由により冬季休止期間中に現場の作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が冬季休止期間中の現場の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

7-2 作業期間

共通仕様書 1-1-3 の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区間	摘要
令和9年4月下旬～ 令和9年5月上旬の14日間	札幌自動車道 小樽IC～銭函IC	交通規制を伴う作業
令和9年8月上旬～ 令和9年8月中旬の14日間		
令和10年4月下旬～ 令和10年5月上旬の14日間		
令和10年8月上旬～ 令和10年8月中旬の14日間		
令和11年4月下旬～ 令和11年5月上旬の14日間		
令和11年8月上旬～ 令和11年8月中旬の14日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

7-3 昼夜間連続作業・夜間作業

車線規制及びランプ閉鎖規制（昼夜間連続作業又は夜間作業と指定した項目）に関連する作業については、共通仕様書 1-1-3 の規定にかかわらず、昼夜間連続又は夜間にて作業を行うことができるものとする。

7-4 通行止め等による工事予定

通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。なお、受注者の責によらない理由により予定日数が増減となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(1) ランプ閉鎖予定

道路名	区間	予定時期	予定日数	閉鎖 実施工事
札樽自動車道	朝里 I C D ランプ	令和 9 年 9 月下旬頃 令和 1 0 年 6 月上旬頃	3 日間程度	本工事

7-5 交通規制可能時間

下表に示す項目の施工に伴う交通規制可能時間は表中に示す時間内とする。なお、監督員の指示により規制開始の延期又は途中で規制解除（工事中止）を行うことがある。また、受注者は、交通規制による著しい渋滞若しくは、そのおそれがある場合や、交通の危険及び異常気象時には、監督員の指示により、一時規制を解除（工事中止）する措置を講じなければならない。これらの措置に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

【高速道路の場合】

単価表の項目	上下別	施工区間	交通規制可能時間帯	摘要
伸縮装置取替 コンクリート除去工 断面修復工 事前調査工	上下線	札樽自動車道 小樽 I C ~ 銭函 I C	終日可能 0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0	車線規制
伸縮装置取替	下り線	札樽自動車道 朝里 I C D ランプ	2 2 : 0 0 ~ 翌 5 : 0 0	通行止規制

【一般道の場合】

単価表の項目	施工位置・区間	交通規制可能時間帯	摘要
立入防止柵撤去設置工	【小樽市】 張碓大橋 P 5 市道軍用線	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	片側交互通行規制
コンクリート除去工 断面修復工 事前調査工	【小樽市】 銭函川橋 A 1 認定外道路	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	片側交互通行規制
仮設段差防止構造	【小樽市】 朝里高架橋 A 2 市道朝里東 3 0 号線	8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	片側交互通行規制

8. 工期に関する事項

8-1 余裕期間

本工事は、共通仕様書 1-12 「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定すること

ができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から１２０日間（まで）

８-２ 猛暑対策に係る工期・施工時間帯の変更について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、工事請負契約書第２２条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえで、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金額は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

９．カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評価（以下、「成績評価」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

９-１ 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- （１）受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- （２）受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－１３）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- （３）監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

９-２ 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－１４）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算ＣＯ２排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

9-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- （１）本工事で行う取り組み
 - （２）次のいずれかを行う取り組み
 - ・ＣＯ２排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の吸収に寄与する取り組み
 - ・ＣＯ２の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
 - （３）成績評定で重複して加点評価しない取り組み
 - （４）本工事において実施が確認できる取り組み
 - （５）本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み
- なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

9-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「9-1」及び「9-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「9-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「9-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

9-5 履行確認

- （１） 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を共通仕様書様式第19, 20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- （２） 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

9-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

10. 関連工事に関する事項

10-1 対象工事

契約書第2条に規定する受注者の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。
なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

工事名	主な関連 事項	予定工期	施行主体	受注者名
札幌管内保全 工事業務	工事区間の重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・メンテナ ンス北海道
施設保全工事 業務	工事区間の重複	通年	東日本高速 道路(株)	(株)ネクスコ・エンジニ アリング北海道
後志自動車道 小樽ジャンク ションＣラン プ橋工事	工事区間の重複	令和元年８月３１日 ～令和９年１月２０日	東日本高速 道路(株)	五洋建設(株)・ピーエ ス・コンストラクショ ン(株)・(株)横河ブリ ッジＪＶ
札幌自動車道 桜町高架橋塗 替塗装工事	工事区間の重複	令和７年１月１８日 ～令和９年２月６日	東日本高速 道路(株)	武ダ技建創(株)
札幌自動車道 潮見台高架橋 補修工事	工事区間の重複	令和７年１２月２５日 ～令和１１年３月８日	東日本高速 道路(株)	ショーボンド建設(株)
後志自動車道 小樽ジャンク ションＣラン プ舗装工事	工事区間の重複	令和８年６月１１日 ～令和１０年３月３１日	東日本高速 道路(株)	鹿島道路(株)
道央自動車道 銭函ＩＣ～札 幌南ＩＣ間橋 梁補修工事	工事区間の重複	未定	東日本高速 道路(株)	未定

1 1. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-2「工程表の提出」及び 1-19-3「履行報告」に規定する工程表（様式－2）の記入方法は下記のとおりとする。

（１） 共通仕様書 1-19-2 に規定する工程表

- 1) 準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（％）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は各単価表の項目を関連する橋梁、下部工毎に合計し表示する。

（２） 共通仕様書 1-19-3 に規定する履行報告

上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。
- 3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。

1 2. 貸与品に関する事項

1 2-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に機械を使用してはならない。

品名	品質（規格）	数量	引渡し場所及び引渡し時期	貸与期間
交通規制標識類	規制標識	1式	道央自動車道 岩見沢 IC 敷地内 必要の都度	工事期間中

交通規制に使用する上記以外の規制材（標識車、ラバーコーン、ロボット誘導員、高輝度反射矢印板、規制回転灯、夜間規制機材等）は受注者が用意するものとするが、その費用については関連する単価表の項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 2-2 貸与品に関する費用

貸与機械の使用は無償とする。なお、機械の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 3. 残存物件の処理に関する事項

1 3-1 発生する残存物件と処理方法

本工事で発生する残存物件及び処理方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調査（様式－4）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	規格等	単位	数量	処理方法
伸縮装置	本体及び付属金具	t	約7	処分（スクラップ）

なお、これらに要する費用は関連項目の契約単価に含む（売却予定のものを除く）ものとし別途支払いは行わないものとする。

1 3-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書13-1で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 4. 保安に関する事項

1 4-1 工事用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

1 4-2 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇

所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行者の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする

また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。

なお、これらに要する費用のうち、一般道規制における工事標示板、標識等、堅固なバリケード、保安灯等に要する費用については、諸経費に含まれるものとする。

危険車両対策として実施する高輝度反射式の矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。

また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

1 4-3 交通規制

- (1) 交通規制は本特記仕様書 2 2-8 によるものとし、工事内容別の交通規制の種別は下表のとおりとする。なお、道路交通法第 8 0 条の規定に基づく協議により設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

単価表の項目	交通規制が必要な作業の単価表の項目	備 考
交通規制工 車線規制 A	断面修復工 コンクリート除去工	交通規制工規制図 (1)
交通規制工 車線規制 B	伸縮装置取替 (調査)	交通規制工規制図 (1)、(2)
交通規制工 連続車線規制 A	伸縮装置取替	交通規制工規制図 (1)
交通規制工 連続車線規制 B	伸縮装置取替	交通規制工規制図 (1)
交通規制工 連続車線規制 C	伸縮装置取替	交通規制工規制図 (1)
交通規制工 連続車線規制 D	伸縮装置取替	交通規制工規制図 (2)
交通規制工 連続車線規制 E	伸縮装置取替	交通規制工規制図 (3)
交通規制工 ランプ通行止 規制 A (Y)	伸縮装置取替 (調査) 伸縮装置取替	交通規制工規制図 (3)

- (2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示

した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

1 4-4 安全管理の強化

1 4-4-1 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

1 4-4-2 リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずること。また新たに入所する作業班への引継ぎについても元請会社がその都度確実に実施すること。

特に供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生の影響を考慮して適切なリスク評価を行うこと。

1 4-4-3 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

1 4-4-4 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施すること。

1 4-5 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

1 4-6 現場内の安全整備

受注者は、工事現場内の安全を図るため現場内安全整備員を配置しなければならない。現場内安全整備員は、常に腕章を着用してその所在を明らかにするとともに、警笛等の安全指示器を携行して安全確保のための合図、後片付け及び水溜りの除去等の現場内整備を行うものとする。なお、冬期休止期間並びに日常作業休止時においても、必要に応じ現場内の点検を行うなど常に安全の確保に努めなければならない。現場内の安全整備に要する費用は諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。

1 4-7 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げ

る第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

1) 重大事故リスク

定義	項目	内容
定義①	第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒
定義①	第三者被害が想定される事故	○吊足場からの足場部材、・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊 ○供用路線 10 m 以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒
定義②	供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生、及び短時間による通行止め解放が困難となる事で生じる大渋滞 ○供用路線 10 m 以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒

(2) 実施手順

実施手順は以下のとおりである。

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して、施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1)、2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

(3) その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払いは行わない。ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調

査や技術的な検討が必要なことが明らかとなった場合の費用等は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

1 4-8 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 4-8-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設又は添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の工事の施工にあたっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

1 4-8-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- （１） 受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- （２） 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- （３） 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 4-8-3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 4-9 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時には携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型を含む）等の通信機器の使用により、誘導員が後退する工事用車両の運転手への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。また、当該後退作業の実施においては、受注者社員、工事用車両運転手及び誘導員が通信機器により相互に連絡を取り合い、指示の伝達に誤認の無いよう、意思疎通を図りながら作業を行うものとする。

また、上記対策を含む工事用車両後退時の安全対策について、別添１「施工確認願（車両後退時の通信方法）」を監督員に提出するものとする。監督員は、提出された施工確認願の内容について確認を行い、適当でないと認められる場合は是正を求めることができるものとする。

1 4-10 保安に関する費用

- （１） 本特記仕様書 1 4-3 に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。1 4-4、

- 5、6、7、8に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- (2) 受注者は、本特記仕様書 2 2-9 の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (3) 本特記仕様書 1 4-9 「工事用車両後退時の安全対策」に要する費用は、契約締結後、別途監督員から指示するものとする。

1 5. 環境保全に関する事項

1 5-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 5-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

1 5-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について監督員と協議し定めるものとし、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。なお、防音設備の追加等の特別な対策が必要であると監督員が認めた場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 5-4 汚濁水処理

ウォータージェット等により生ずる汚濁水は、関係法令等に従って適切に処理を行うものとする。また、受注者は汚濁水の処理方法について計画書を監督員に提出するものとする。

1 5-5 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 6. 建設副産物に関する事項

1 6-1 建設副産物の活用等

- (1) 共通仕様書 1 - 2 8 の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊 (無筋)	コンクリート除去工	約 9 8 t	再資源化施設へ搬出 (有償)
コンクリート塊 (有筋)	伸縮装置取替	約 5 0 t	再資源化施設へ搬出 (有償)

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
アスファルトコンクリート塊	伸縮装置取替	約40t	再資源化施設へ搬出 (有償)
建設汚泥 (沈殿物等)	コンクリート除去工 表面処理工	—	再資源化施設へ搬出 (有償)
廃プラスチック	はく落防止ネット撤去工	—	再資源化施設へ搬出 (有償)

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊 (無筋)	宮本土建工業 (株)	小樽市春香町 14番3	【受入曜日】 月～金、第一、第三土曜日 (日曜、祝日は不可) 受入時間：8:00～16:30 【受入条件】 1辺30cm以下のもの
	(株)山修嶋田 建業	小樽市銭函3丁目5 14番地	【受入曜日】 月～金 (土曜、日曜、祝日は不可) 受入時間：8:00～17:00 【受入条件】 1辺30cm以下のもの
	新日建設(株)	札幌市手稲区曙5条 5丁目110-18	【受入曜日】 月～金 (土曜、日曜、祝日は不可) 受入時間：8:00～17:00 【受入条件】 1辺30cm以下のもの
コンクリート塊 (有筋)	宮本土建工業 (株)	小樽市春香町 14番3	【受入曜日】 月～金、第一、第三土曜日 (日曜、祝日は不可) 受入時間：8:00～16:30 【受入条件】 1辺30cm以下のもの
	(株)山修嶋田 建業	小樽市銭函3丁目5 14番地	【受入曜日】 月～金 (土曜、日曜、祝日は不可) 受入時間：8:00～17:00 【受入条件】 1辺30cm以下のもの
アスファルトコンクリート塊	宮本土建工業 (株)	小樽市春香町 14番3	【受入曜日】 月～金、第一、第三土曜日 (日曜、祝日は不可) 受入時間：8:00～16:30 【受入条件】 1辺50cm以下のもの

建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件
アスファルトコンクリート塊	(株) 山修嶋田 建業	小樽市銭函3丁目5 14番地	【受入曜日】 月～金 (土曜、日曜、祝日は不可) 受入時間：8：00～17：00 【受入条件】 1辺30cm以下のもの

記載している事項については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- (3) 建設汚泥、廃プラスチックは数量が未確定なため、その費用については監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。

16-2 建設副産物の活用等に要する費用

建設副産物の活用等（建設汚泥、廃プラスチックを除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

また、本特記仕様書16-1（3）により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

17. 補完検査に関する事項

17-1 補完検査

補完検査とは、しゅん功検査（一部しゅん功検査を含む。以下この項において「しゅん功検査等」という。）を実施しようとする時期に、現地気象条件等により工事目的物の検査（以下この項において「現地検査」という。）の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査等に先立ち現地検査を行うものをいう。

17-2 補完検査の実施

補完検査は、現地気象条件等により現地検査の実施に支障等が生じることが予想され、しゅん功検査の場合にあつては共通仕様書1-45-2（1）及び（2）、一部しゅん功検査の場合にあつては共通仕様書1-46-2（1）及び（2）の条件を満たすと監督員が判断し、補完検査の実施について監督員から受注者に対して協議を行い、受注者が同意した場合に実施できるものとする。

17-3 検査日及び検査員名の通知

監督員は、補完検査の実施について受注者の同意が得られた場合は、補完検査に先立って受注者に対して、検査日及び検査員名を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

1 7-4 補完検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現地にて確認すべき事項の検査を行う。

1 7-5 設計図書どおり工事が完成していない場合の取扱い

(1) 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、工期末の日（一部しゅん功検査の場合は指定部分の引渡し時期）を期限として修補の指示を行うことができるものとする。ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りではない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の現地確認は監督員が行うものとし、しゅん功検査時にしゅん功検査員に報告の上確認を受けるものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期限の日までに修補が完了しなかった場合には、受注者はしゅん功届又は一部しゅん功届を提出してはならない。この場合、受注者は修補の完了後、監督員に現地確認を受けた後にしゅん功届又は一部しゅん功届を提出するものとする。

1 7-6 補完検査を実施した場合のしゅん功検査

1 7-6-1 工事しゅん功届、工事一部しゅん功届提出の要件

補完検査を実施した場合は、共通仕様書 1-45-2、1-46-2 に規定する満たすべき要件に下記を追加する。

- ・補完検査において修補の指示を受けた場合は、その修補が完了していること。

1 7-6-2 しゅん功検査の内容

補完検査を実施した場合は、修補の完了確認等特別な事情がない限り現地検査は行わず、書面にて共通仕様書 1-45-4、1-46-4 に規定する検査を行うものとする。

1 8. 部分使用に関する事項

1 8-1 工事の部分使用

共通仕様書 1-49-1 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
伸縮装置取替	規制開放後	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

(1) 部分使用検査

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。

(2) 検査実施日時

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。

(3) 検査対象工事目的物

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。

(4) 検査を実施する者

別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

19. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書9に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）	備考
現場環境改善 （仮設備関係）	環境対策の充実	工事現場周辺の生活環境への配慮等を実施するものとする。（カーボンニュートラルへの取り組みを除く）
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化 （女性用更衣室の設置を含む）	快適トイレに要する費用は、本特記仕様書26「快適トイレ」に従うものとし、現場環境改善の実施内容に含めてはならない。
現場環境改善 （安全関係）	盗難防止対策	
地域連携	社会貢献、地域対策費等 （地域行事等の経費含む）	

20. 工事用プレートに関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、工事用プレート（ETC対応）等を受注者（現場代理人）の申請により交付する。

受注者は、工事用プレート等を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区間	備考
札樽自動車道	小樽IC～銭函IC	工事用車両 ※

※アスファルト混合物、生コンクリート及び廃材を運搬する車両、工事規制の設置・撤去に関わる標識車、規制資材運搬車を対象とする。連絡車（現場代理人等の現場管理する技術者の車両及び現地までの労務員の輸送に使用する車両）の有料料金については諸経費に含むものとし、指定のない工事材料を運搬する車両の有料道路料金については関連する単価表の項目に含むものとする。

2 1. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有ならびにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 2. 工事細部に関する事項

2 2-1 施工計画書

共通仕様書 1-20-1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 2-2 施工時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目末尾の表記	備 考
夜間作業	(Y)	・連絡等施設ランプ閉鎖における作業及び関連する規制作業（22：00～翌5：00）
昼間作業	無表記	

2 2-3 立入防止柵撤去設置工

共通仕様書 15-9 「立入防止柵撤去設置工」に下記を追加する。

(1) 種 別

単価表の項目	区分内容	摘要
立入防止柵撤去設置工 A	既設の立入防止柵を撤去し再設置するもの（基礎区分：コンクリート基礎）	再利用
立入防止柵撤去設置工 B	既設の立入防止柵を撤去し再設置するもの（基礎区分：鋼管ぐい）	再利用

(2) 支 払

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
15-（11） 立入防止柵撤去設置工	
A	m
B	m

2 2-4 伸縮装置取替

共通仕様書 17-3 「伸縮装置取替」に下記を追加する。

(1) 種 別

単価表の項目	区 分 内 容
伸縮装置取替 E 1 (S=○mm)	既設の埋設ジョイントを撤去し、新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）を設置するもの 1) 既設の埋設ジョイント（伸縮吸収型）の撤去 2) 新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）の設置 3) ランプ通行止規制の施工区域は、仮舗装して昼間は交通解放
伸縮装置取替 E 3 (S=○mm)	既設の鋼製フィンガージョイントを撤去し、新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）を設置するもの 1) 既設の鋼製フィンガージョイントの撤去 2) 新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）の設置
伸縮装置取替 E 1 a (S=○mm)	既設の埋設ジョイントを撤去し、遊間部及び床版端部の劣化コンクリートをはつり取り、床版下面に型枠を設置しコンクリート打設を行った後、新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）を設置するもの 1) 既設の埋設ジョイント（伸縮吸収型）の撤去 2) 遊間部及び床版端部のはつり・コンクリート打設 3) 新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）の設置 4) 仮舗装して、土曜、日曜は交通開放
伸縮装置取替 E 3 a (S=○mm)	既設の鋼製フィンガージョイントを撤去し、遊間部及び床版端部の劣化コンクリートをはつり取り、床版下面に型枠を設置しコンクリート打設を行った後、新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）を設置するもの 1) 既設の鋼製フィンガージョイントの撤去 2) 遊間部及び床版端部のはつり・コンクリート打設 3) 新材の製品ジョイント（金属を主材料とした製品）の設置 4) 仮舗装して、土曜、日曜は交通開放

(2) 伸縮装置の材料

- ① 受注者は、伸縮装置の製作に先立ち設計図書及び監督員の指示に従って現地調査を行い、既設の遊間量を測り設計図書を照査しなければならない。本調査に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとし、調査に必要な交通規制に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。なお、現地調査及び照査結果により設計図書が変更となる場合は、別途監督員と協議するものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- ② 地覆部の伸縮装置は、設計図書及び監督員の指示に従い地覆部の形状に対応した地覆用の伸縮装置を設置するものとする。

(3) 既設コンクリート健全性確認

新たな伸縮装置の設置前に、基面となる既設床版及びパラペット部のコンクリートの健全性について、監督員立会いのもと目視及び打音調査等により確認するものとする。本調査に

要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。

なお、打音調査により、ひび割れ浮き等の変状が確認された場合は、監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 施工

伸縮装置取替Eの施工にあたっては、構造物施工管理要領Ⅲ 6－1－2の規定による他、以下のとおりとする。

伸縮装置取替E 1 a 及びE 3 a の本施工においては、既設伸縮装置撤去後、遊間部および床版端部の劣化コンクリートを床版下面まではつり取り、露出した鉄筋をワイヤーブラシ等によりケレンを行い、防錆処理を施すものとする。コンクリート打設にあたっては、床版下面に型枠を設置し、既設コンクリート面の脆弱部およびレイタンスを除去する等、適切な下地処理を行った後、超速硬コンクリートにより打設するものとし、施工にあたっては共通仕様書 1 7－8 に規定するものを扱う。

また、伸縮装置取替E 1 a 及びE 3 a の本施工に伴う交通規制は平日のみとし、土日及び祝日は交通開放できる状態とするために、伸縮装置撤去箇所等は加熱合材等で仮復旧を行うものとする。

(5) 数量の検測

伸縮装置取替E○※¹ 及びE 1 a、E 3 a の数量検測は、橋面にあらわれた地覆内間の設計数量（m）で行うものとする。

※1：E○は単価表の項目の種別を示す

(6) 支払

① 伸縮装置取替E○※¹の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員指示に従って行う既設の伸縮装置の撤去（売却処分に係る運搬費・処分費は除く）、新設する伸縮装置の製作、伸縮装置の据付け、超速硬コンクリートの打設、廃材の運搬処理等伸縮装置の取替に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

② 伸縮装置取替E 1 a 及びE 3 a の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員指示に従って行う既設の伸縮装置の撤去（売却処分に係る運搬費・処分費は除く）、はつり水の調達、既設コンクリート構造物のはつり処理、濁水の回収・処理（本特記仕様書 1 6－2 に示す建設汚泥の運搬、処理に要する費用を除く）、新設する伸縮装置の製作、加熱合材等による仮復旧及びその撤去、伸縮装置の据付け、超速硬コンクリートの打設、廃材の運搬処理等伸縮装置の取替に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
1 7－(1)	伸縮装置取替	
	E 1 (S = 1 0 mm)	m
	E 1 (S = 2 0 mm)	m

単価表の項目	検測の単位
E 1 (S = 3 0 mm)	m
E 3 (S = 3 0 mm)	m
E 3 (S = 4 0 mm)	m
E 3 (S = 1 4 0 mm)	m
E 1 a (S = 3 0 mm)	m
E 3 a (S = 3 0 mm)	m
E 3 a (S = 4 0 mm)	m

2 2-5 断面修復工

共通仕様書 1 7 - 1 0 - 3 「断面修復工」に下記を追加する。

(1) 定 義

断面修復工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、既設コンクリート構造物のはつり処理面における欠損箇所の整形、鉄筋ケレン・防錆処理、プライマー塗布を行い、左官工法又は吹付工法により断面修復材にて修復することをいう。

(2) 種 別

単価表の項目	区 分 内 容
断面修復工 A - 1	既設コンクリート構造物のはつり処理した箇所において、欠損箇所の整形、露出鉄筋のさび落とし、防錆処理及び断面修復材（左官工法）の施工を固定足場にて行うもの
断面修復工 C 1 - 1	既設コンクリート構造物のはつり処理した箇所（上部工）において、欠損箇所の整形、露出鉄筋のさび落とし、防錆処理及び断面修復材（吹付工法）の施工を固定足場にて行うもの
断面修復工 C 2 - 1 (A)	既設コンクリート構造物のはつり処理した箇所（下部工）において、欠損箇所の整形、露出鉄筋のさび落とし、防錆処理及び断面修復材（吹付工法）の施工を固定足場にて行うもの
断面修復工 C 2 - 1 (B)	既設コンクリート構造物のはつり処理した箇所（下部工）において、欠損箇所の整形、露出鉄筋のさび落とし、防錆処理及び断面修復材（吹付工法）の施工を昇降設備付き固定足場にて行うもの
断面修復工 E - 1	既設コンクリート構造物のはつり処理した箇所（上部工__桁端狹隘部）において、欠損箇所の整形、露出鉄筋のさび落とし、防錆処理及び断面修復材（吹付工法）の施工を固定足場にて行うもの

(3) 支 払

断面修復工 C 1 - 1、C 2 - 1 (A)、C 2 - 1 (B)、E - 1 の支払は、共通仕様書の規定に従って検測された数量に対し、1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設コンクリートのはつり処理面における欠損箇所の整形、鉄筋ケレン・防錆材の塗布、プライマー塗布、吹付工法による断面修復等、断面修復工 C 1 - 1、C 2 - 1 (A)、C 2 - 1 (B)、E - 1 の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
17-(29)	断面修復工	
	A-1	L
	C1-1	L
	C2-1 (A)	L
	C2-1 (B)	L
	E-1	L

22-6 コンクリート表面処理工

共通仕様書17-10-4「コンクリート表面処理工」に下記を追加する。

(1) 種 別

単価表の項目	区 分 内 容
コンクリート表面処理工 A-1	既設コンクリート構造物においてウォータージェット工法を主体とした表面処理工を固定足場により施工するもの（狭小部においてはディスクサンダー併用）

(2) 施 工

既設コンクリート表面被覆の除去に際して、除去が不十分となり既設コンクリート表面が十分に露出できない等の事態が生じた場合は、監督員と受注者との施工方法の変更等について協議し定めるものとする。

(3) 支 払

	単価表の項目	検測の単位
17-(30)	コンクリート表面処理工	
	A-1	m ²

22-7 はく落防止対策工

共通仕様書17-11「はく落防止対策工」に下記を追加する。

(1) 種 別

単価表の項目	区 分 内 容
はく落防止対策工 B-1	既設コンクリート構造物においてプライマー塗布、はく落防止対策層を固定足場により施工するもの

(2) 支 払

	単価表の項目	検測の単位
17-(31)	はく落防止対策工	
	B-1	m ²

22-8 交通規制工

共通仕様書19-3「交通規制工」に下記を追加する。

(1) 種 別

共通仕様書19-3-2に「種別」に規定する交通規制工の交通規制箇所、工事内容、規制時間は、下表のとおりとする。

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 工事内容	規制時間※	備考
交通規制工 車線規制 A	札幌自動車道 朝里 I C ～ 銭函 I C	吊足場設置撤去及び構造 物補修 ・ 銭函川橋下り線 P 2 ・ 銭函川橋下り線 A 2 ・ 張碓大橋上り線 P 2 ・ 礼文塚橋下り線 A 2	8 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 (9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (1) ※昼間規制、 切換なし
交通規制工 車線規制 B	札幌自動車道 小樽 I C ～ 銭函 I C	伸縮装置調査 ・ 朝里高架橋上り線 P 1 5 ・ 朝里高架橋下り線 P 1 5 ・ 神威橋下り線 A 1 ・ 張碓大橋上り線 P 2 ・ 銭函川橋下り線 P 2 ・ A 2	8 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0 (9 : 0 0 ～ 1 4 : 3 0)	交通規制工 規制図 (1)、 ※昼間規制 切換回数 1 回
		伸縮装置調査 ・ 朝里川橋 下り線 A 1 ・ P 1 ・ P 2 ・ P 3 ・ P 4 ・ P 5 ・ P 6 ・ A 2	8 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 (9 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (2)、 ※昼間規制 切換回数 1 回
交通規制工 連続車線規制 A	札幌自動車道 小樽 I C ～ 銭函 I C	伸縮装置取替 ・ 張碓大橋上り線 P 2 ・ 朝里高架橋上り線 P 1 5 ・ 朝里高架橋下り線 P 1 5	【規制初日】 8 : 0 0 ～ (9 : 0 0 ～) 【規制最終日 (3 日目)】 1 8 : 0 0 (1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (1)、 ※昼夜連続規 制 2 泊 3 日
交通規制工 連続車線規制 B	札幌自動車道 朝里 I C ～ 銭函 I C	伸縮装置取替 ・ 銭函川橋下り線 P 2 ・ A 2	【規制初日】 8 : 0 0 ～ (9 : 0 0 ～) 【規制最終日 (4 日目)】 1 8 : 0 0 (1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (1) ※昼夜連続規 制 3 泊 4 日
交通規制工 連続車線規制 C	札幌自動車道 朝里 I C ～ 銭函 I C	伸縮装置取替 ・ 神威橋下り線 A 1	【規制初日】 8 : 0 0 ～ (9 : 0 0 ～) 【規制最終日 (5 日目)】 1 8 : 0 0 (1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (1) ※昼夜連続規 制 4 泊 5 日

単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の 工事内容	規制時間※	備考
交通規制工 連続車線規制 D	札幌自動車道 小樽 I C ～ 朝里 I C	伸縮装置取替 ・朝里川橋 A 1 ・ P 1 ・ P 2 ・ P 3 ・ P 4 ・ P 5 ・ P 6 ・ A 2	【規制初日】 8 : 0 0 ～ (9 : 0 0 ～) 【規制最終日 (5 日 目)】 1 8 : 0 0 (1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (2) ※昼夜連続規 制 4 泊 5 日
交通規制工 連続車線規制 E	札幌自動車道 朝里 I C D ランプ	伸縮装置取替 ・朝里川橋 D ランプ W = 3 . 1 m 分	【規制初日】 8 : 0 0 ～ (9 : 0 0 ～) 【規制最終日 (2 日 目)】 1 8 : 0 0 (1 7 : 0 0)	交通規制工 規制図 (3) ※昼夜連続規 制 1 泊 2 日
交通規制工 ランプ通行止規 制 A (Y)	札幌自動車道 朝里 I C D ランプ	伸縮装置調査 ・朝里川橋 D ランプ 伸縮装置取替 ・朝里川橋 D ランプ W = 3 . 5 m 分	2 2 : 0 0 ～ 5 : 0 0 (2 2 : 3 0 ～ 4 : 3 0)	交通規制工 規制図 (3) ※夜間通行止 規制

※上表の規制時間とは、1 回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。

（ ）内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。

交通規制工における保守を行う交通監視員の休憩時間等の交替要員については、交通規制工に含むものとする。なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制内の作業可能時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（２）交通規制種別の変更

道路交通法第 8 0 条に基づく協議により、設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は別途監督員と受注者で協議し定めるものとする。

（３）交通規制工実施報告書の提出時期

受注者は、共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」に規定する交通規制工実施報告書を、交通規制工を実施した翌月上旬までに提出するものとする。

（４）支 払

	単価表の項目	検測の単位
1 9 - (1)	交通規制工	
	車線規制 A	回
	車線規制 B	回

単価表の項目	検測の単位
連続車線規制 A	回
連続車線規制 B	回
連続車線規制 C	回
連続車線規制 D	回
連続車線規制 E	回
ランプ通行止規制 A (Y)	回

2 2-9 交通保安要員

共通仕様書 1 9-4-2 「種別」に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容	配置時間帯	参考条件
交通保安要員 交通誘導警備員 B 1-0	交通誘導警備員Bのうち、1 規制あたりの配置人数が1名	9:00～ 15:00	休憩時間における交代要員の配置は不要
交通保安要員 交通誘導警備員 B 1-1	交通誘導警備員Bのうち、1 規制あたりの配置人数が1名（交代要員を含む）	9:00～ 17:00	配置人数1名につき、休憩時間における交代要員1名を含む
交通保安要員 交通誘導警備員 B 2-1	交通誘導警備員Bのうち、1 規制あたりの配置人数が2名（交代要員を含む）	9:00～ 17:00	配置人数2名につき、休憩時間における交代要員1名を含む

(1) 交通保安要員の配置

共通仕様書 1 9-4 「交通保安要員」に規定する交通保安要員の配置について、受注者は下表に示す箇所に必要とする期間中、交通保安要員を配置しなければならない。

なお、関係機関との協議により、設計図書の変更が生じた場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

配置場所	単価表の項目	配置人数	配置時間※	備考
張碓大橋 上り線 P 5	交通誘導警備員 B 1-0	1 人	9:00～ 15:00	交通保安要員配置図 (2) 既設立入防止柵の撤去・設置
銭函川橋 下り線 A 1	交通誘導警備員 B 1-1	1 人	9:00～ 17:00	交通保安要員配置図 (3) 足場設置・撤去、構造物補修工
朝里高架橋 上下線 A 2	交通誘導警備員 B 2-1	2 人	9:00～ 17:00	交通保安要員配置図 (1) 仮設段差防止構造 B

※上表の配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする。

単価に含まれる交替要員は、交通誘導警備員 B とする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所および配置時間が大幅に変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を要する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

とする。

(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書 19-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書を、交通保安要員を配置した翌月上旬までに提出するものとする。

(4) 支 払

	単価表の項目	検測の単位
19-(2)	交通保安要員	
	交通誘導警備員 B 1-0	人・日
	交通誘導警備員 B 1-1	人・日
	交通誘導警備員 B 2-1	人・日

22-10 伸縮装置補修工

(1) 定 義

伸縮装置補修工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、既設伸縮装置の止水材、排水装置等の補修を行うことをいう。

(2) 種 別

伸縮装置補修工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
伸縮装置補修工 A 1	張碓大橋（上）P 5において、既設の鋼製フィンガージョイントのバックアップ材、弾性シール材、排水装置等を撤去し、新たに乾式止水材（寒冷地対応）及び排水装置を吊足場にて設置するもの。

(3) 材料及び施工

- ① 伸縮装置補修工 A 1 に使用する材料及び施工は構造物施工管理要領 II. 建設編 5-3「伸縮装置」及びⅢ. 保全編 6-1「伸縮装置の補修」の関連項目の規定によるものとする。
- ② 受注者は、伸縮装置補修工 A 1 の材料製作に先立ち設計図書及び監督員の指示に従って現地調査を行い、既設の遊間量を測り設計図書を照査しなければならない。本調査に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。なお、現地調査及び照査結果により設計図書が変更となる場合は、別途監督員と協議するものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。
- ③ 乾式止水材及び防塵層等は、橋梁下面から施工可能な構造とする。なお、使用する材料および構造は使用実績を有し、長期的止水性能および積雪寒冷地における耐久性に優れたものとし、使用に先立ち監督員の確認を得るものとする。
- ④ 受注者は、伸縮装置補修工 A 1 の施工に先立ち設計図書及び監督員の指示に従って施工要領書を監督員へ提出し確認を得るものとする。
- ⑤ 既設止水材や排水装置等については、周辺構造物に損傷を与えないよう慎重かつ正確に取り外し、設計図書及び監督員の指示に従い関連法令に基づき適正に処分するものとする。
- ⑥ 乾式止水材等の新たな材料を設置する際は、周辺構造物に損傷を与えないよう正確に設

置するものとし、漏水等がないよう施工しなければならない。

(4) 数量の検測

伸縮装置補修工 A 1 の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

(5) 支 払

伸縮装置補修工 A 1 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設伸縮装置止水材の撤去、ウェブ面の素地調整・清掃、ウェブ面のプライマー塗布、乾式止水材及び排水装置の製作・据付、廃材運搬、廃材処理等伸縮装置補修工 A 1 の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (1)	伸縮装置補修工 A 1	m

2 2-1 1 事前調査工

(1) 定 義

事前調査工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、構造物補修の施工範囲において構造物現況調査（含有塩分調査用試料採取等）を行うことをいう。

(2) 種 別

事前調査工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容	摘 要
事前調査工 A 1	既設コンクリート構造物の含有塩分量について調査するための試料を、コンクリート表面から 20 mm ピッチで深さ 80 mm まで 4 試料を採取するもの	4 試料／箇所
事前調査工 A 2	既設コンクリート構造物の含有塩分量について調査するための試料を、コンクリート表面から 20 mm ピッチで深さ 100 mm まで 5 試料を採取するもの	5 試料／箇所
事前調査工 A 4	既設コンクリート構造物の含有塩分量について調査するための試料を、コンクリート表面から 20 mm ピッチで深さ 140 mm まで 7 試料を採取するもの	7 試料／箇所

(3) 施 工

含有塩分調査試料の採取方法は下記のとおりとする。

- ① 施工にあたっては、監督員の立会いのもと詳細位置を確認し行うものとする。
- ② 探査機等を用いて鉄筋位置を避けて削孔する 3 点をマーキングし、電動ドリル等を用いてコンクリート構造物表面から 20 mm ピッチで各層の試料採取を行うものとする。
- ③ 3 点で採取した試料を同一層毎に合わせたものを 1 試料とし、1 試料当たり 30 g 以上採取するものとする。また、採取した試料については、監督員に引渡しを行うものとする。
- ④ 試料採取のために削孔した孔は、断面修復工に用いる材料で復旧するものとする。

(4) 数量の検測

事前調査工は、設計図書に示す箇所において、削孔を行った 3 点を 1 箇所当たりとし検測する。

事前調査工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

（５） 支 払

事前調査工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、１箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鉄筋の探査及びコンクリート試料採取等、事前調査工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（２）	事前調査工	
	A 1	箇所
	A 2	箇所
	A 4	箇所

2 2-1 2 コンクリート除去工

（１） 定 義

コンクリート除去工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、既設コンクリート構造物の変状部分、脆弱部および劣化因子を取り除くために、コンクリート断面を所定の深さまで除去することをいう。

（２） 種 別

コンクリート除去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区 分 内 容
コンクリート除去工 A-1	既設コンクリートの変状部分（上部工__はつり深さ１０cm以下）を、ウォータージェット工法によりはつり処理の施工を固定足場にて行うもの
コンクリート除去工 C-1（A）	既設コンクリートの変状部分（上部工又は下部工__はつり深さ１０cm超）を、ウォータージェット工法と打撃工法との併用によりはつり処理の施工を固定足場にて行うもの
コンクリート除去工 C-1（B）	既設コンクリートの変状部分（下部工__はつり深さ１０cm超）を、ウォータージェット工法と打撃工法との併用によりはつり処理の施工を昇降設備付き固定足場にて行うもの
コンクリート除去工 E-1	既設コンクリートの変状部分（上部工__桁端狭隘部）を、狭隘部用ウォータージェット工法によりはつり処理の施工を固定足場にて行うもの
コンクリート除去工 処分費	コンクリート除去工で発生した、コンクリート塊の処分費用

（３） 施 工

- ① 施工開始前に監督員の指示に従い事前調査（打音調査による変状確認等）及び写真記録を実施し、調査結果を監督員に報告するものとする。なお、本事前調査に要する費用については諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。
- ② コンクリート除去工は、構造物施工管理要領Ⅲ ３-１-２（２）「要求性能」の規定を適用するものとするが、ハンドガンタイプのウォータージェット機械を使用する場合においては構造物施工管理要領Ⅲ ３-１-２（３）「性能照査」を省略できるものとする。なお、既設コンクリートのコンクリート除去工の深さ及び範囲に変更が生じた場合は、監督

員と受注者として協議し定めるものとする。

- ③ 打撃工法によるはつり処理は、既設構造物に損傷を与えないように電動ピック等で注意して施工するものとする。

(4) 検 量

処分費の検量は、処分先の検量器によって検量検査を行うものとする。なお、検量は計量表に押印した検量証明書を作成し、監督員へ提出するものとする。

(5) 数量の検測

- ① コンクリート除去工の数量の検測は、監督員が認めた設計数量(L)で行うものとする。
- ② コンクリート除去工 処分費の数量の検測は、提出された検量証明書の実数量(t)で行うものとし、検測及び支払い数量の小數位は、共通仕様書 1-3 1-4「数量の小數位」によらず下表のとおりとする。

区分	処分費
検測数量	小数 3 位
支払数量	小数 2 位

(6) 支 払

- ① コンクリート除去工 A-1、C-1 (A)、C-1 (B)、E-1 の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 L 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うはつり水の調達、既設コンクリート構造物のはつり処理、濁水の回収・処理等、コンクリート除去工 A-1、C-1 (A)、C-1 (B)、E-1 の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用（本特記仕様書 1 6-2 に示す建設汚泥の運搬、処理に要する費用を除く）で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- ② コンクリート除去工処分費の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 t 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート除去工で発生したコンクリート塊の運搬及び処分等、コンクリート除去工 処分費に要する労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。なお、既設表面被覆及びはく落防止シートの付着により本特記仕様書 1 6-1 に示す建設副産物として処分できないものについては、別途監督員と協議するものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (3)	コンクリート除去工	
	A-1	L
	C-1 (A)	L
	C-1 (B)	L
	E-1	L
	処分費	t

2 2-1 3 はく落防止ネット撤去工

(1) 定 義

はく落防止ネット撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、既設コンクリート構造物に設置されているはく落防止ネットを撤去するものをいう。

(2) 種 別

単価表の項目	区分内容	摘 要
はく落防止ネット撤去工 A	既設構造物に設置されているはく落防止用ネット（高強力ビニロン製（塩ビ系樹脂塗膜））を固定足場内で撤去するもの	朝里川橋 P 2－P 3 間（下り線） 朝里高架橋 P 1－P 2 間（下り線） 張碓大橋 P 5（上り線） 銭函川橋 A 1～P 1（下り線）

(3) 施 工

はく落防止ネット撤去工の施工は、撤去の際に既設構造物を損傷させないように慎重に施工するものとする。また、監督員が第三者被害防止を別途指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

はく落防止ネット撤去工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。

(5) 支 払

はく落防止ネット撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対して、1 ㎡当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うはく落防止用ネットの撤去等ははく落防止ネット撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用（本特記仕様書 1 6-2 に示す廃プラスチックの運搬、処理に要する費用を除く）で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目

検測の単位

特一（4） はく落防止ネット撤去工

A

㎡

2 2-1 4 排水装置撤去設置工

(1) 定 義

排水装置撤去設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、既設の排水装置を撤去し、補修完了後排水装置を再設置することをいう。

(2) 種 別

排水装置撤去設置工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘 要
排水装置撤去設置工 排水管 B	既設の鋼管を高所作業車を用いて撤去し、再設置するもの	朝里高架橋 上り線 P 1 5
排水装置撤去設置工 排水管 C 1	既設の高密度ポリエチレン管を高所作業車を用いて撤去し、新材の取付アンカーを用いて再設置するもの	朝里高架橋 ランプ P 2

(3) 材 料

排水装置撤去設置工 C 1 における取付アンカー類については、共通仕様書 1 1 - 5 によるものとする。

(4) 施 工

- ① 排水装置の撤去及び保管にあたっては、再使用できるよう慎重に取り扱うものとし、再設置の施工は、漏水等の無いよう正確に施工しなければならない。
- ② 排水管の撤去期間中は仮排水を設置するものとし、漏水等が無いよう受注者が管理しなければならない。
- ③ 撤去した既設排水装置の損傷等が著しく、再利用ができないと監督員が判断した場合には処分するものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 数量の検測

排水装置撤去設置工の数量の検測は、設計数量 (m) で行うものとする。

(6) 支 払

排水装置撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し 1 m 当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設排水装置の撤去、保管、仮設排水装置の設置及び撤去、新規取付アンカーの設置、排水装置の再設置等排水装置撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (5)	排水装置撤去設置工	
	排水管 B	m
	排水管 C 1	m

2 2 - 1 5 進入路整備工

(1) 定 義

進入路整備工とは、設計図書及び監督員の指示に従い、構造物保全工の施工に伴う工事用車両の通行のために進入路を設置するものをいう。

(2) 種 別

進入路整備工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘 要
進入路整備工 A	高架下において工事用車両の工事用出入口及び下部工足場の仮設に伴う必要な作業ヤードの確保のため既設用排水溝等の防護として敷鉄板を設置・撤去するもの。	敷鉄板（リース品） 【期間】 張碓大橋 上り P 5 約 7. 9 ヶ月

（３）施 工

進入路整備工の施工は、既設地盤の不陸を除去し、設計図書に示す形状で、鉄板を敷設しなければならない。工事完了後は既設地盤に対し、大きな段差等が生じないよう原形復旧を行わなければならない。

（４）数量の検測

進入路整備工の検測は、設計図書及び監督員の指示に従って施工されたと監督員が認めた、設計数量（㎡）で行うものとする。

（５）支 払

進入路整備工 A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 ㎡当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、敷鉄板の賃料、修理損耗費及び設置・撤去、現地盤の整形等、進入路整備工 A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（６）	進入路整備工 A	㎡

2 2-1 6 仮設段差防止構造

（１）定 義

仮設段差防止構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って、既設下部工へ専用ブロックを使用した段差防止構造を製作・設置するものをいう。

（２）種 別

仮設段差防止構造の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
仮設段差防止構造 A	朝里高架橋（下り線）P 1 5 の仮設段差防止構造（H－2 0 0 × 2 0 0、H＝2 0 0）を吊足場にて設置するものをいう。
仮設段差防止構造 B	朝里高架橋（下り線）A 2 の仮設段差防止構造（H－1 7 5 × 1 7 5、H＝1 7 5）を、高所作業車にて設置するものをいう。

（３）製作及び設置

仮設段差防止構造の製作・設置は、設計図書及び共通仕様書 1 7－5－5 「段差防止構造」（３）の規定によるものとする。また、ナットはゆるみ止めナットとし性能は構造物施工管理要領Ⅱ 5－1 0 を満足するものとする。

(4) 数量の検測

仮設段差防止構造の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

(5) 支 払

仮設段差防止構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、仮設段差防止構造の製作、輸送、据付け、既設はく落防止ネットの撤去・再設置等、仮設段差防止構造を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（7）	仮設段差防止構造	
	A	箇所
	B	箇所

2 3. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛項目対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
仮設材運搬費	仮設材等（敷鉄板）の運搬に要する費用をいう。
足場工費 A	橋梁上部工及び下部工補修等の施工に必要な足場工（防音パネル含む）に要する費用をいう。
足場工費 B	張碓大橋 P 5 橋脚の下部工補修に必要な足場工（防音パネル含む）に要する費用をいう。
足場工費 C	伸縮装置取替において施工及び交差部並行部道路への飛散防護に必要な足場工に要する費用をいう。
昇降足場費	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。
吊足場工費 A （標準型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。
吊足場工費 B （標準型側面）	伸縮装置取替の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。
吊足場工費 C （防護型側面）	伸縮装置取替の施工に必要な主体足場及び防護型側面（側面足場に防護がある構造）の吊足場工に要する費用をいう。
昇降設備費	工事用エレベーターに要する費用をいう。

2 4. 熱中症予防に係る対策費用について

2 4-1 定 義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した

現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

2 4-2 対象品目及び対象期間

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、表－1 に示す対象品目一覧表の内から必要に応じ実施するものとする。実施した場合は熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出し、費用については監督員と別途協議するものとする。なお、各品目における光熱水費や燃料費は除く。

対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	大型扇風機	
	送風機	
	製氷機	
	給水器	
	冷蔵庫	
	日除けテント	
	ミストファン	
	スポットクーラー	
	現場休憩所のエアコン	
	休息車の配置	リース品のみを対象とする。 連絡車との併用は不可。
	上記の他、受注者及び監督員間で 協議し定めたもの	

2 4-3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書（様式－15）、実施状況が確認できる資料、及び支払実績が確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

2 5. クマ対策に係る費用

2 5-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

2 5-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罾

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

2 5-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした内容は対象外とし、技術提案項目による履行対象であることを報告書内に明記するものとする。

① クマ対策毎の実施数量及び実施期間

② 実施状況が確認できる資料

③ 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

2 6. 快適トイレ

2 6-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす仮設トイレを現場付近に設置することをいう。

2 6-2 仕様

快適トイレは下表の（１）～（１１）の仕様を満たすものを原則とする。なお、（１２）～（１７）については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、（１８）～（２５）は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	（１）洋式（洋風）便器
	（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	（３）臭い逆流防止機能
	（４）容易に開かない施錠機能
	（５）照明設備

仕様等	内 容
快適トイレに求める機能	(6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法 900×900 mm 以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）
	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

2 6-3 快適トイレの費用の取扱い

・受注者は、快適トイレの設置にあたっては、本特記仕様書 2 6-2 「仕様」の内容を満たすことを示す書類を監督員に提出し、規格・基数等の詳細について監督員と協議するものとする。

・設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。

・最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円/基・月）を控除したうえで、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

・運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払いは行わない。

27. 補足事項

27-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更又は追加する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (1) 事前調査工における調査箇所の追加、変更
- (2) コンクリート除去工及び断面修復工の深さ・施工範囲の変更及び施工箇所の追加
- (3) はく落防止対策工、表面保護工の施工範囲の変更及び施工箇所の追加
- (4) 補修箇所における検査路・排水管等付属物の補修又は取替、及び伸縮装置漏水対策工の追加
- (5) 補修箇所における飛雪防止板等の撤去設置工の追加
- (6) 補修箇所における支障物件（管路・ケーブル類等）の仮移設・撤去再設置の追加
- (7) はく落防止ネット撤去工及び立入防止柵撤去設置工の追加
- (8) 落橋防止構造等の撤去・再設置の追加
- (9) 工事用進入路工の変更・追加
- (10) コンクリート除去箇所における腐食鉄筋取替及び断面修復工箇所における亜硝酸リチウムの追加
- (11) ランプ通行止に伴う広報対策の追加
- (12) 朝里川橋における鋼桁補修及び支承取替の追加

27-2 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書 1-5 1-2 「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」へデータ入力完了後、「工事記録情報完了届」をしゅん功届提出予定の 2 週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。

工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、別途監督員より通知する。

27-3 車両制限令を超える車両の運行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1-6 1 における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

27-4 緊急時の協力業務

本工事期間中に札幌管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

2 7-5 間接工事費の変更

2 7-5-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係わるものに限る）

- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と判断した場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする

2 7-5-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

2 7-5-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式-7）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から 1 4 日以内に間接工事費計画書（様式-7）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

2 7-5-4 間接工事費の増加費用の協議

- （1） 受注者は、最終契約変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式-8）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- （2） 発注者は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- （3） 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費の増加費用見積書（様式-9）を監督員に提出し協議するものとする。
- （4） 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により、受注者は同意書（様式-10）を監督員に提出するものとする。なお、協議開始の

日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

２７-５-５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

２７-５-６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (１) 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書(様式－８)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書(様式－８)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (２) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- (３) なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

２７-５-７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

２７-５-８ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

２７-６ 社会情勢の変化に伴う費用の協議

２７-６-１ ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材(以下「調達検討資材」という。)について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料

番号	協議資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条の適用対象外とする。

27-6-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、27-6-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

27-6-3 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

27-7 設計変更ガイドライン

工事の変更等においては、東日本高速道路㈱が制定・公表している「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」（当社ホームページに掲載 https://www.enexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf）を参照のこと。

27-8 実績価格調査票

受注者は、契約締結後、見積活用方式に係る見積対象項目に対し下請契約したとき、または、現場組織が構築されたときは、本工事の入札前に提出した最終参考見積書と契約後の実態に基づく比較を行う「実績価格調査票（別添-2）」を作成し提出するものとする。なお、監督員は、提出された実績価格調査票に疑義がある場合は、施工体制点検などの場を活用して受注者や下請負人に聞き取り調査を行うものとする。

文書番号
年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長） 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

（本契約等）第○条第○項の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けて
いただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. その他
7. 添付書類

○本契約等の契約書等写し

以 上

[illegible][illegible]

令和 年 月分工事工程報告

(工事名)

受 注 者
現 場 代 理 人
契 約 金 額

工期 自) 令和 年 月 日 (日間
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額 (円)	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前月迄 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
全 体							

第
令和 年 月 号
日

残 存 物 件 調 書

1. 工 事 名

2. 工事等場所

3. 発生年月日

4. 発生原因

5. 品名及び数量

品 名	材質（規格等）	概算数量 (数・本・kg・m)	摘 要
合 計			

以上のとおり報告します。

監督員

殿

受注者

現場代理人

1. 発生年月日を記入する。
2. 原因別に一葉ずつ作成する。
3. 写真を添付する。

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受 注 者 名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので、下記のとおり供給可能量の
情報提供をお願いいたします。

記

1. 工 事 名 : 〇〇自動車道 △△工事
工期：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
2. 発 注 者 : 東日本高速道路(株) 北海道支社 〇〇事務所
3. 受 注 者 : □□建設(株)
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一か月前までに供給可能量を F A X で情報提供
をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
会社名 :
T E L :
F A X :
現場代理人 :
担当者 :

以 上

再生資材使用計画書

施工工程	利用用途	使用予定数量 (m ³)	再資源化施設供給可能量 (m ³)			使用計画数量 (m ³)		備考
			A社	B社	C社	再生材	新材	
年 月	STA. 000+00 構造物基礎材	80	— —	100 (80)	30 (0)	80		
年 月	STA. 000+00 裏込め材	20	— —	20 (20)	30 (0)	20		
年 月	STA. 000+00 基礎材	100	30 (30)	40 (×)	30 (30)	60	40	B社は他工事に供給予定のため本工事への供給不可

上段 供給可能数量（「—」は供給可能量がない場合）

下段 （ ）書きは使用計画数量（×については供給されない理由を備考欄に記入）

令和 年 月 日

監督員 殿

受注者
現場代理人

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】				
費目		費用	内容	計上額（円）
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げによる地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
	現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助、交通費の支給	
小計				
合計				

以 上

監督員

殿

令和 年 月 日

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用に関する協議書

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 契約締結年月日 令和 年 月 日

2. 契約番号

3. 工 期

1) 当初工期	自)	令和	年	月	日
	至)	令和	年	月	日
2) 変更工期	自)	令和	年	月	日
	至)	令和	年	月	日

4. 協議額 ¥ 円
(間接工事費の増加費用に係る一般管理費等を含まない)

5. 協議額内訳 別添「変更間接工事費計画書」のとおり

以 上

変更間接工事費計画書

（工事名）

（円）

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げにようする地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員 殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用見積書

(工事名) _____

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、
下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費の増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

間接工事費の増加費用同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費の増加費用
については同意致します。

以 上

令和 年 月 日

監督員 殿

受注者
現場代理人

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「請負代金額変更の特例」に基づき、提出いたします。

記

(添付)

- ・ 材料調達変更計画書

以 上

様式－ 1 1 （別添）

材料調達変更計画書

（工事名）

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設鋼材					

※ 実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を合わせて提出すること。

令和 年 月 日

監督員 _____ 殿

受注者
現場代理人

材料調達実績報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事において、以下のとおり材料調達の実績について報告いたします。

記

対象材料

対象単価項目	調達 予定数量	購入伝票等No.	調達 年月日	調達数量	調達単価	資材調達 金額	輸送金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
						(5) * (6)	

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

カーボンニュートラル施工計画書

工事名	
受注者名	
提案項目	
1. 提案内容	
2. 取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)	

※提案項目毎に概算CO2排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。
※「取り組みにより削減される概算CO2排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。
（注）Kcube2による提出とする。

監督員 殿

年 月 日

受注者
現場代理人

熱中症対策実施報告書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「熱中症予防に係る対策費用」に基づき下記のとおり提出します。

記

【熱中症対策実施報告書】

項目	実施品目名称	単価	実施数量	実施期間	備考
機械・施設類 (リース品)					

(注)実施状況が確認できる資料及び支払実績が確認できる資料を添付すること

以 上

令和 年 月 日

監督員
_____ 殿

受注者
現場代理人

施工確認願（車両後退時の通信方法）

(工事名) _____
標記工事について、車両後退時の通信方法について定めたので、確認下さいますようお願いいたします。

記

1. 使用する通信機器	
項目	数量
☐ 携帯型無線機（トランシーバー）	
☐ 携帯型無線機（イヤホンマイク等を装着したハンズフリー型）	
☐ その他（ ）	
2. 通信体制（役割及び通信関係）	
3. 通信不能時の対応	
4. その他	
上記 1 ～ 3 以外の工事用車両後退時における安全対策については、別紙のとおり 【別紙に、各現場での安全対策を記載すること】	

以 上

(注 1) 該当する項目の□にレマークを記入すること。
(注 2) 使用する通信機器のカタログ等を添付すること。
(注 3) Kcube2 による提出とする。

提出日：令和 年 月 日

監督員

殿

受注者名

現場代理人

実績価格調査票の提出について

工事名)

標記工事について、見積対象項目に関する調査票を提出します。

番号	項目 番号	名称	単位	数量	参考見積書		実績価格	
					単価	金額	単価	金額
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								
		経費	式	1				
【参考見積書の金額と実績価格の金額に開差がある場合には理由を記載】								